

第4回あしたの隣保館検討委員会 議事概要

日時：2006年11月27日(月)

午後1時00分～4時00分迄

場所：大阪市「日之出人権文化センター」

1. 委員からの課題提起

- ・「今後の隣保館のあり方」… (レジュメ参照)
 - 中川氏 (奈良県生活環境部人権施策課)

2. 「あしたの隣保館検討委員会」報告書(骨子案)について

- 楠木氏 (全隣協顧問)

<以下、柱立てのみ抜粋>

1. 検討委員会設置の趣旨

2. 主な検討項目と日程等

- ① 今日の隣保館を取りまく状況
- ② 今後のめざすべき方向と現場での課題
- ③ 全隣協をはじめ関係機関・団体等のこれからの隣保館運営への対応
- ④ 全隣協の今後の役割・任務とその具体策の検討

3. 隣保館を取りまく社会状況の大きな変化

- ① 総会文書より
- ② 各種調査から 「隣保館実態調査」「市町村合併等実態調査」
- ③ 全隣協のこれまでの館活動充実への取組み

<対外的活動>

- ア) 「隣保館設置運営要綱」改訂時の要望
- イ) 三位一体改革・補助金制度見直し論議での要望
- ウ) 人権政策の拡充に向けた諸取組みへの参画

<組織内活動>

- ア) 今後の隣保館活動の方向性の提示 (3つの機能) と推進
- イ) 各種研修会活動の推進
- ウ) コンテスト等の実施による館相互の切磋琢磨

4. 将来展望を見越した事業展開の必要性

- ① 実態調査検討委員会からの提言事項
- ② 全国館長研修会での炭谷氏記念講演の提言
- ③ 検討委員会での問題提起

5. 全隣協組織に求められている課題 -隣保館活動の活性化のために-

- ① 地域実態の把握の工夫を全国の隣保館で
- ② 情報発信・情報交換を通じた館運営の諸課題や悩みへの対応
- ③ 関係諸機関・団体との連携事業の重要性
- ④ 地域の自主活動の支援とコミュニティづくり

6. 今後の具体的取組み

- ① 多様な隣保館活動の現状を踏まえたネットワーク活動の強化
- ② 全隣協の研修組織運営の見直しの必要性

- ③ 新たな「公」での隣保館運営の検討の取組み
- ④ 隣保館事業の広域的な還元 －（仮）「隣保館事業士」認定研修の実施
- ⑤ 全隣協法人化の具体化に向けて

3. 全隣協各ブロック代表からのレポート

- ・「あしたの隣保館運営にむけて全隣協活動に望むこと」

- 全隣協各ブロック代表

4. 意見交換

※（１）に関わって

- ・行政の第一線機関である隣保館の役割について。
- ・館事業の見直しについて。
- ・行政機関としての地域に開かれた窓口」について。
- ・隣保館の全国的状況について。
- ・研修会のあり方について。
- ・新しいニーズへの対応について。
- ・今日的な課題への対応について。
- ・三位一体改革等の動きについて。
- ・隣保館の役割について。
- ・全人同促（旧全同対）の今後について。

※（２）に関わって

- ・他の人権課題との接点を見つけていく。接続していくという前向きな方向が必要。
- ・「関係機関・団体との連携事業の重要性」は極めて重要。そこには、例えば、刑余者の問題、保護司、あるいは虐待の問題、定住外国人、ニューカマーの問題、そういう視点も必要では。
- ・「社会福祉協議会との連携」は極めて重要。
- ・新たな公への視点。
- ・全隣協の法人化について。
- ・全隣協の組織名称について。

※（３）に関わって

- ・今日の隣保館運営で自分の館で課題となっていること。
- ・自治体の中での隣保館の今後の検討状況（懸案事項）。
 - 館の管理運営の方向性
 - 自治体の今後の人権・同和行政
- ・県隣協や全隣協ブロック活動で検討課題とすべき事項と感じていること。
- ・この検討会で方向性を明らかにすべきと考えることがら。
- ・全隣協の法人化構想について思うこと。

※以下、(11/27 当日) 参照レジュメ

「今後の隣保館のあり方」

奈良県生活環境部人権施策課 中川氏

1 隣保館とは

- ・歴史的経緯 13年度末特別法終了（館はH9年度一般施策化）
- ・「解放の拠点」から「福祉の向上、人権のまちづくりの拠点」へ

2 行政機関としての地域に開かれた窓口

- ・同和問題から人権問題へのシフト（部落差別意識などが現存）
- ・館運営、活動そのものが本当に必要なかどうか（住民意識と館の役割）
- ・行政として位置づけがどのように見直し変えたか（名称の変更のみ？）
- ・地域住民・団体等との意見交換の実施（運営委員会の組織・開催）
- ・行政組織としての隣保館の役割は（住民ニーズに対応した事業）
（館運営要綱を基本に各館で実施 特別事業の実施に温度差 活性館では地域住民・地域組織に地域の中心者の存在有り）
地域住民・団体の館に対する積極的参加が必要
- ・地域内施設（隣保館・児童館・集会所・老人憩いの家等）の活用現状はどうか
それぞれに果たすべき役割はあるが、機能していない所もある。
- ・館に対する住民意識・館の役割を明確に、周辺地域・地区内の他の資源との整合性等から館として継続・他の用途に変革（公民館等）・統合・廃止等について検討要

3 職員の意識

- ・単に館の存続のための保守意識の払拭 = 前向きな意欲と姿勢が大事
- ・通達・補助要綱で基本事業を中心に示されており、単に事業の消化になっていないか
- ・地域住民との接点についても受け身的 = 積極的な地域内訪問活動へ
「職員が少ない、予算がない」やらないための言い訳
- ・職員の館在籍期間が短い等の問題（3年～4年間の異動は一般的である）
地域での中心者の存在が職員意識を変える（地域住民参加）
- ・全隣協・ブロック協・府県隣協等研修会・先進地視察などが開催されているが、終了後、どのようにいかされているのか（職員いない、予算がない等から取組み意欲がない）
- ・地区住民就労対策採用職員意識の改革
- ・各事業の評価制度の導入

4 住民意識の改革

- ・館を利用しない要因は何か
地区内は生活安定に伴う自立意識の高揚
（大きく生活状況が変化 = 修学・就労・結婚など地域課題から個人課題へ変化）
地区外は部落差別意識の存在
（同和問題に特化した施策 = 他人事・差別の助長、地域の諸課題のなかで）
- ・周辺地域住民の同和問題等人権意識改革（あらゆる人権啓発・生活相談等）
地域住民自身の課題としての意識改革へ
- ・地区内の現状の課題が一般地域の課題と同一化してきている

5 館事業の整理

- ・行政機関である
- ・運動体の活動、自治会事業など行政行事の区別（協力範囲の明確化）
解放祭、文化祭など地区行事か運動行事なのか行政行事なのか
実施主体、事業内容の明確化

- ・同和対策としての館意識改革（地域住民へ）
- ・基本事業を中心に地域の実情、実態に応じた特徴ある取組みへ
- ・地域人権まちづくりへ（地域社会・人間関係の再生）

6 行政間の連携

- ・行政内部（特に保健福祉など）との連絡調整体制の確立
- ・館の主管課及び業務内容関係課との連携、役割分担
他の公共施設等の地域資源との業務の整理
地域福祉計画への参画

7 地域組織・団体との連携

- ・館の活性化は、業務内容だけではなく地域住民の利用度で決まる（ニーズが大事）
- ・地域の自治会、女性組織、子ども会、人権組織等
- ・他の公共施設、法人、NPOなど

8 指定管理者制度の導入

- ・基本的には、公設置公営（住民サービス機関として施設の機能が充実できる施設に）
- ・住民サービス向上を目的とした館の効率的、効果的な活用のための指定管理者制度の導入であれば前向きに対応すべき
ただし、委託団体の人材能力・事業実績・委託内容に対する理解・手法・能力など十分チェック

9 その他

- ・設置目的に応じた事業が活性化し機能している施設に、廃止はない
- ・国庫補助金について、税源移譲の検討がされているが、いずれ移譲されることを念頭に、館をどのように位置づけ、どのような役割を担い、何をしていくのか明確にしないと廃止されることとなる。